

実質化された人・農地プラン（集落）

| 市町村名 | 現在の人・農地プラン名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------------|-----------|-----------|
| 真岡市 | 長沼地区（大道泉） | 令和3年3月12日 | 令和3年5月28日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 35.65 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 34.20 ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 8.40 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 1.94 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 3.66 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 4.49 ha |

2 対象地区の課題

中心経営体への農地集積が急激に進む一方で、農地が分散しているため、関係者同士の話し合いに基づいた農地の集約化が必要。

中心経営体における経営規模の拡大、労働時間の短縮、生産費の削減等の他、基盤整備や高収益作物の導入なども視野に入れた経営の効率化を進め、安定的に地域を担える経営体の育成が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体が担うほか、中心経営体への農地集積を一層進めるとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。